

消防記念日表彰式

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、3月5日（日）に消防記念日表彰式を挙りました。

消防記念日は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、同法施行2周年を迎えた昭和25年に制定されたもので、それまでは内務大臣の指揮監督下の警察権力に属していた消防が分離独立し、地方分権の趣旨に従いすべての市町村の責任において管理運営されることとなり、この自治体消防として発足した日を記念して、3月7日が「消防記念日」として定められました。

これを受け、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合合同の消防記念日表彰式を開催し、防火思想の普及に功績のあった事業所の方々、市民の皆さま並びに災害時における防災活動に尽力した、消防団員及び消防職員に対し、表彰状並びに感謝状の贈呈が行われました。

